

## 静岡市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

静岡市職員の高齢者部分休業に関する条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

### 静岡市職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3第1項並びに同条第2項において準用する法第26条の2第3項及び第4項の規定に基づき、職員の高齢者部分休業（法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認)

第2条 任命権者は、60歳に達した職員（臨時的に任用される職員その他の法律及び条例により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。）が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が高齢者部分休業をすることを承認することができる。

2 前項の承認は、静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成15年静岡市条例第34号）第8条第1項に規定する正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として1日につき2時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 第1項の規定により承認する期間の始期は、60歳に達した日以後における最初の4月1日以後の日であって任命権者が定める日とする。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50号。以下「給与条例」という。）第38条（静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号。以下「教育職員給与条例」という。）第14条（静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例（平成29年静岡市条例第12号）第14条において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含

む。)の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(退職手当の取扱い)

第4条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が正規の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を静岡市職員退職手当支給条例(平成15年静岡市条例第53号)第13条第1項から第6項までの規定により計算した在職期間から除算する。この場合において、同条第7項中「前各項」とあるのは「前各項及び静岡市職員の高齢者部分休業に関する条例(令和5年静岡市条例第 号)第4条」と、同条第9項中「前各項」とあるのは「前各項及び静岡市職員の高齢者部分休業に関する条例第4条」とする。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第5条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、当該高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間(高齢者部分休業の承認を受けた勤務しない時間をいう。以下同じ。)を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第6条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の期間に係る高齢者部分休業の承認は、施行日前においても、第2条の規定の例により行うことができる。